

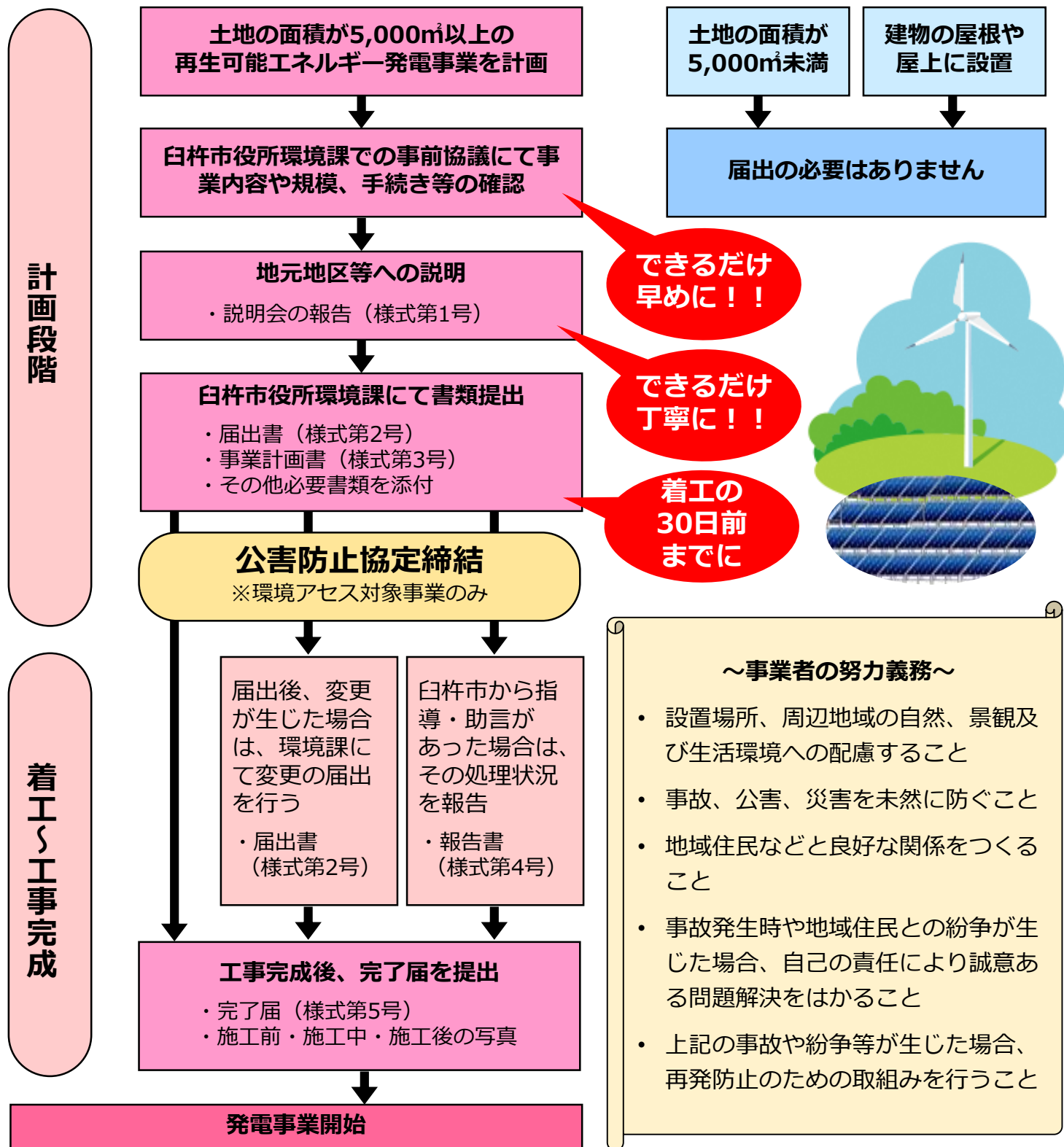
一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業は届出が必要です

【対象となる事業】

平成31年度以降、新たに実施する太陽光、風力など再生可能エネルギー発電事業で、設置場所の土地の面積が5,000㎡（0.5ha）以上のもの（施工済の事業に施設を追加する場合も含まれます）

※建物の屋根や屋上に設置するものは除きます。

【手続きのフロー】



白杵市役所 環境課（白杵庁舎1階12番窓口 税務課の奥）

電話：0972-86-2706（直通）、0972-63-1111（内線1133）